

京都市告示第671号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年3月22日

京都市長 門川 大作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
牛尾道	山科区小山中ノ川町85番地の9地先内	旧	メートル 10.10	メートル 3.60 ~ 4.00
		新	10.10	4.00 ~ 4.22
山科小山緯 19号線	山科区小山中ノ川町85番地の9地先内	旧	10.10	3.60 ~ 4.00
		新	10.10	4.00 ~ 4.22
西寺緯20号 線	南区吉祥院車道町36番地の5地先内	旧	3.10	5.80 ~ 11.95
		新	3.10	5.91 ~ 12.00
吉祥院西経 5号線	南区吉祥院石原堂ノ後町22番地の1地 先内	旧	0.10	5.90
		新	0.10	5.96 ~ 6.11

(建設局土木管理部道路明示課)